

株価評価・暦年贈与のススメ

今年も早いもので、残すところ2ヶ月となりました。今月のテーマは、「株価評価・暦年贈与のススメ」です。事業承継の柱である株式の移転について、毎年少しずつでも後継者に贈与していきましょう、という内容です。

I 株式贈与とは

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が芳しくない会社もあるかもしれません。業績回復は、急務ですが、**事業承継の入り口である株式贈与**については、検討の価値があるかもしれません。

後継者が決定していれば、会社の支配権である**株式を後継者に移転**する必要があります。移転する方法としては、「**贈与**」や「**売却**」がありますが、親族に株を買ってくれというのは難しく、無償であげることになる贈与が現実的でしょう。ただし、無償でモノを貰う贈与は、贈与税の対象となります。

II 株式評価の基となる金額は？

贈与税は、無償で「貰う」ことに課税されるため、貰った株式の評価額が変わると、贈与税額が増減します。非上場企業の株式については、**下記の2つの価格を勘案**して評価額が決まりますので、いずれかの価格が下落していれば、贈与により負担する税額が減少することになります。**それぞれ、コロナ禍の影響が出ている可能性**がありますので、自社の株価への影響を確認してください。

純資産価額	時価純資産額(資本+内部留保)	コロナ禍の影響により、 赤字となった場合、内部留保が減るため、評価減になる可能性がある
類似業種比準価額	上場企業と以下の要素を比較 配当・利益・純資産	コロナ禍の影響により、業種によっては、 上場企業の株価も厳しい状況にあり、評価減になる可能性がある

III 事業承継のハードル 贈与税はどのくらいかかるのか？

お手元に決算書をご用意ください。自社の貸借対照表の純資産額合計はいくらになっているでしょうか。これが、IIの「純資産価額」の計算の基になります。**土地など含み益がある資産は含み益を加算し、保険の解約金など簿外資産も加算します。**

実際には、**純資産価額より低くなることが多い「類似業種比準価額」も考慮**するため、必ずしもイコールではありませんが、参考として右の表から贈与税の負担をご確認ください。

贈与税額の概算	
株式の価額	贈与税額
1,000万円	177万円
5,000万円	2,049万円
1億円	4,799万円
2億円	1億299万円
3億円	1億5,799万円

※親子間の特例贈与を前提としています

IV 分割して贈与すると税負担が減る！？

Ⅲのように、一時に贈与しようとする、多額に贈与税がかかります。しかし、下記のように分割して贈与を行うと、年間110万円の**基礎控除が複数回使える**ことに加えて、**累進課税の贈与税の税率も下がる**ため、後継者の税負担は大きく減少します。今年、年間110万円の基礎控除を使うためには、**年内の贈与が必要**です。

5,000万円の株式を一時に贈与する場合	分割して10年間で贈与する場合
$(5,000万円 - 基礎控除110万円) \times 贈与税率55\% - 640万円 = 2049.5万円$	$(500万円 - 基礎控除110万円) \times 贈与税率15\% - 10万円 = 48.5万円$
1年で贈与すると、贈与税額 2049.5万円	贈与を10年繰り返すと、贈与税額 485万円

V まずは自社の株価がいくらか、把握しましょう！

事業承継は先代の年齢や、株式の評価額により、様々な対策があります。まずは、自社の株式がいくらの評価になるのか、確認してみたいかがでしょうか。

